

サプライチェーンGHG排出量 算定に係る基本的な考え方

サプライチェーンにおける温室効果ガス排出量に係る現状と課題

国内制度の現状と課題

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度

現状：個々の事業者ベースの排出量の算定・報告・公表

課題：

- 省エネ・省CO₂製品の使用時のCO₂削減貢献分が原料調達者・製造者・販売者等の排出量評価に反映されない。
- サプライチェーンマネジメント（SCM）による排出削減行動のインセンティブが働かない。

海外等の動きとニーズの高まり

海外等の動き：

- GHGプロトコル及びISOにおけるガイドラインの検討
GHGプロトコルにおいてScope3の排出量算定報告基準、
ISO14064-1に対するTR14069として組織の排出量算定ガイドラインを検討
- CDP等によるScope3排出量の開示要求
CDPや公認会計士協会等において、Scope3排出量の情報開示を要求

サプライチェーンにおける排出量算定手法策定へのニーズの高まり。



- サプライチェーンにおける排出量の算定・管理の普及を図ることによる効率的な削減対策の実施の促進
- 我が国全体の温室効果ガス排出量の削減に貢献した企業が市場で適切に評価される仕組み作り

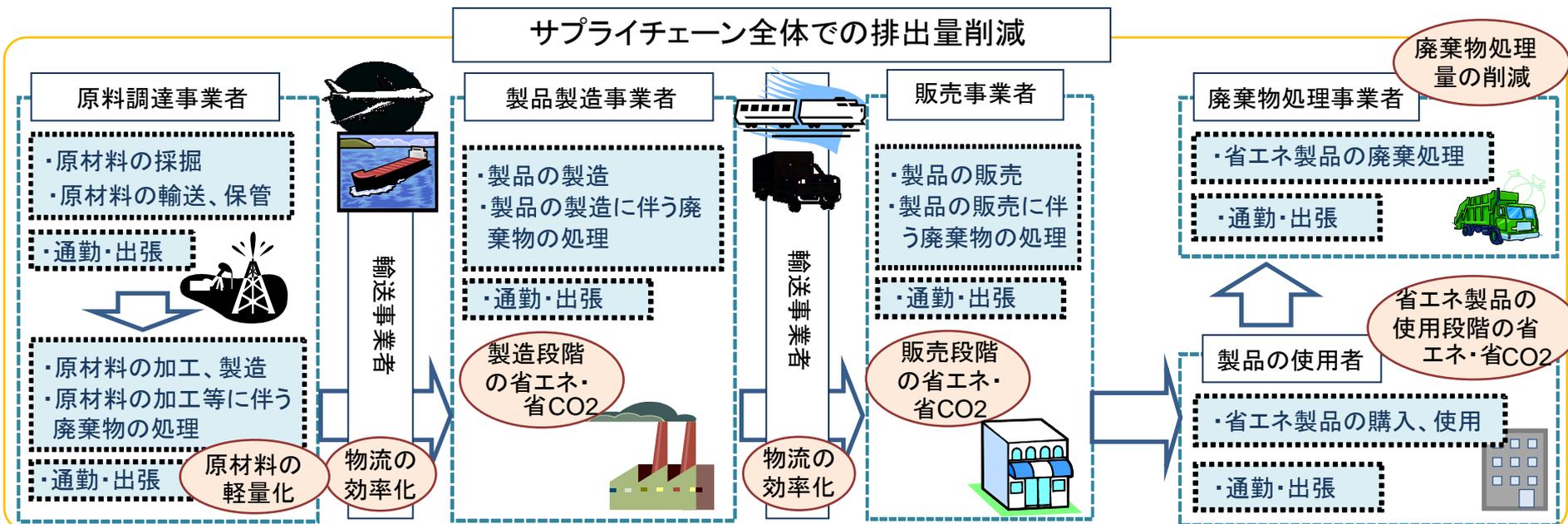
サプライチェーンにおける温室効果ガス排出量算定の目的・成果の活用方法

目的

事業者によるサプライチェーン全体のGHG排出削減努力を可視化するとともに、サプライチェーン全体でのGHG排出量の把握及び排出削減を促進するため、サプライチェーンにおける排出量の統一的な（標準の）算定方法について検討する。

成果の活用方法

本検討会での成果については、事業者のCSR報告書や算定・報告・公表制度での任意の情報提供において、事業者がサプライチェーンにおける排出量を公表する際の算定方法のガイドラインとして活用することを想定する。



サプライチェーンにおける算定方法の基本的な考え方

【算定目的別の算定方法】

● サプライチェーンにおける算定方法については、算定によるベネフィットと算定に係る負荷の両面の観点から算定目的別に設定する。

【算定方法①】: サプライチェーン全体のGHG排出量を把握する算定方法

➤ 目的: サプライチェーン全体のGHG排出量を算定することによって、どこがどの程度の排出規模であるかを把握する。これにより、排出削減の可能性が高いカテゴリを把握し、効率的・効果的なサプライチェーンでのカーボンマネジメントを行うことが可能となる。

➤ 算定に用いる活動量・原単位

活動量: 一次データを優先し、二次データも認める

(最終的なガイドラインとして二次データを認めるかについては検討が必要)

原単位: 産業連関表ベースの原単位

【算定方法②】: 個々の取組による排出量を可視化する算定方法

➤ 目的: サプライチェーンにおける個々の取組を評価するために、その取組に着目した排出量を算定する。これにより、事業者の削減努力を可視化することが可能となる。

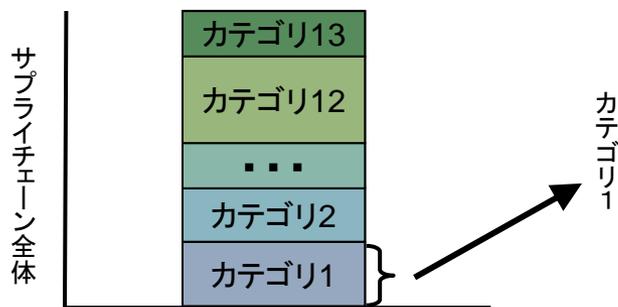
➤ 算定に用いる活動量・原単位

活動量: 一次データ等、精度の高いデータを使用

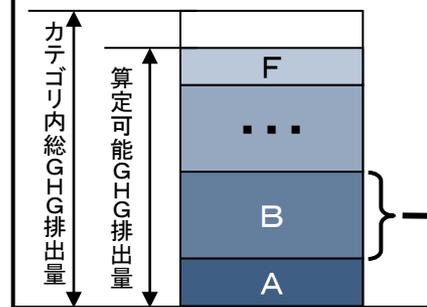
原単位: 一次データ等、精度の高いデータを使用

※算定方法①では、「活動量×産業連関表ベースの原単位」としていることから、個々の取組に応じたGHG排出量を正確に把握することが難しいため、より精度の高い算定方法が求められる。

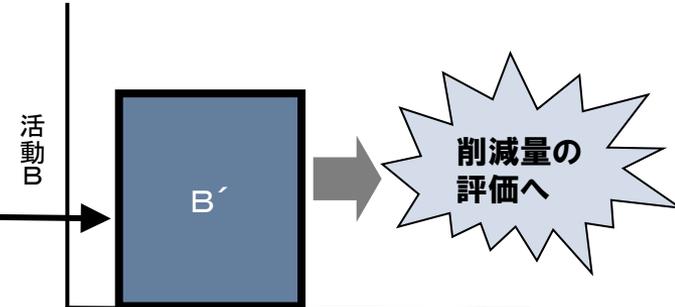
【サプライチェーン全体】



【カテゴリ1】



【活動B】



算定方法に係る検討の進め方

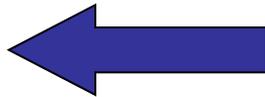
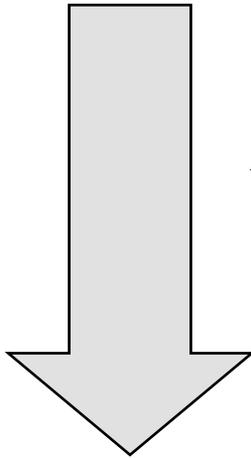
算定方法①

算定方法②

GHGプロトコル Scope3スタンダードの策定動向、検討会及び各分科会での議論等を踏まえて設定

【ケーススタディ結果(平成23年1～2月に実施予定)】

- ・算定方法の解釈
- ・データ収集可能性
- ・排出量の大きさ、カバー率
- ・算定精度
- ・削減効果の算定可能性 等



- サプライチェーンGHG排出量を最終製品製造事業者が算定する際に、その目的別に算定方法を選ぶことが可能となるよう、**目的別に複数の算定方法を策定**する。
- 削減量の算定方法については、算定方法②の検討結果を踏まえ、引き続き次年度以降に詳細な検討を実施するため、**削減量把握のための課題の整理**を行う。

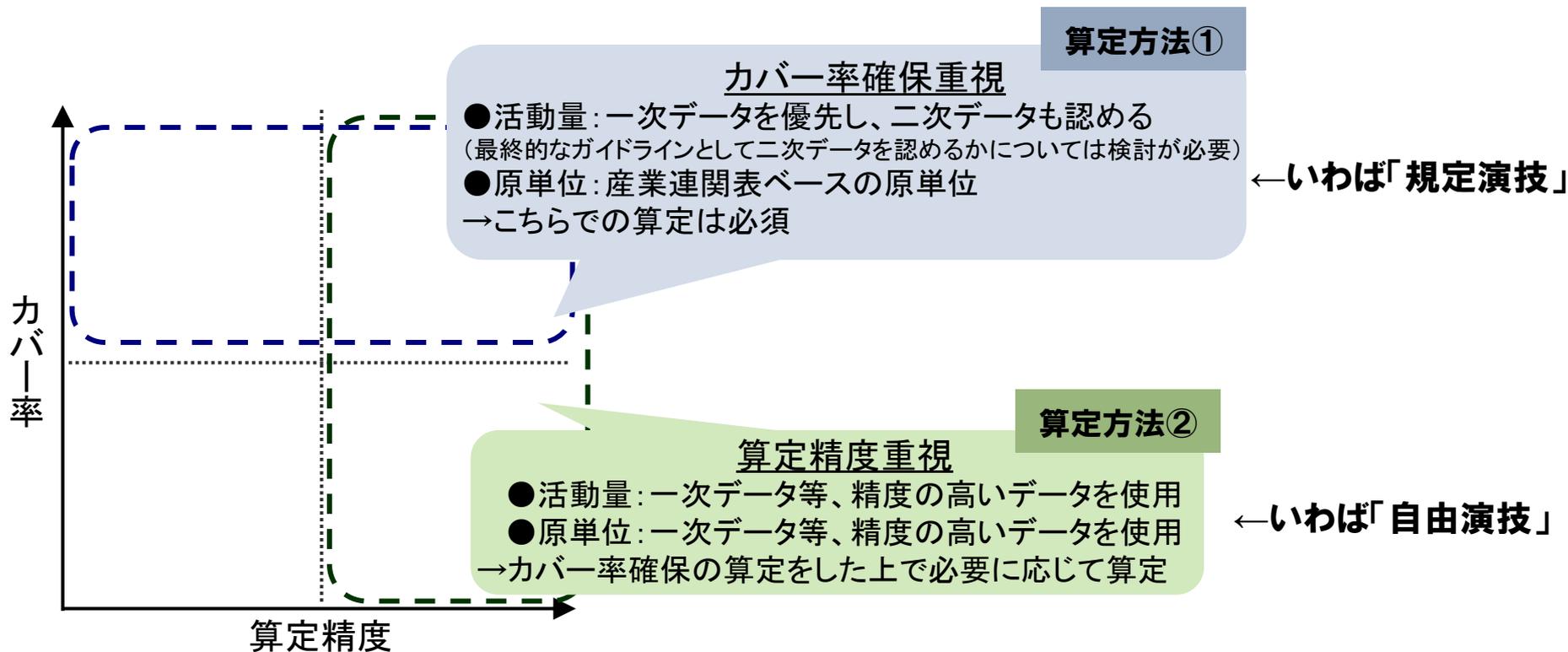
算定方法とカバー率・算定精度の関係

○算定方法①

⇒ サプライチェーン全体のGHG排出量の把握が目的であるため、カバー率の確保を重視した算定方法となる。

○算定方法②

⇒ 次年度以降、個々の取組によるGHG削減効果を検討する際の課題を整理することを目的とするため、個々の取組に着目して算定精度の確保を重視した算定方法となる。



算定対象カテゴリ(案)(最終製品製造事業者の例)

網掛けは算定・報告・公表制度で自社の算定対象範囲

区分	算定対象カテゴリ案	活動	算定・報告・公表制度での算定者
上流	1 原材料の製造等	製品の原材料・部品が製造されるまでの活動	原材料、サービスの調達先 外注先の活動は外注先
	2 原材料の輸送	製品の原材料・部品が自社に届くまでの物流や貯蔵	輸送事業者 荷主(原材料メーカー)
	3 電気・熱の製造過程での燃料調達	他社から調達している、製品の製造時の電気や冷熱等に必要な燃料の調達	輸送事業者(採掘等は国外が多いためバウンダリー外の可能性大)
	4 施設及び設備の建設・製造	工場や事業所内の設備の建設	設備等の製造等を行う事業者
	5 自社の事業活動からの廃棄物処理(自社処理を除く)	製品の製造時に発生した廃棄物の輸送、処理	廃棄物処理業者、荷主
自社	6 事業所としての排出(自社の貨物車も含む)	他社から調達している製品の製造等に必要な電気や冷熱自社が使用している燃料、自社の貨物車	現行制度の対象(*1) (事業者・フランチャイズチェーン単位で算定)
	7 事業者連結ベースでの排出	グループ内の企業・工場・店舗の排出の総和	(算定範囲の拡大)
	8 営業活動・出張	雇用者の営業活動(営業車等)、従業員の出張	営業活動用の自家用車は算定対象外 公共交通機関の場合は輸送事業者
	9 雇用者の通勤	従業員が工場・事業所に通勤・退社する際の移動	自家用車は算定対象外 公共交通機関の場合は輸送事業者
下流	10 顧客の移動	製品を製造している事業者における顧客の移動	無し
	11 製品の流通(リース資産等を含む)	製品の輸送、貯蔵、小売	輸送事業者 荷主(製品メーカー)
	12 製品・リース資産の使用	使用者(消費者・事業者)による製品の使用・維持管理	(使用者:消費者)
	13 製品・リース資産の廃棄	使用者(消費者・事業者)による製品の廃棄時の輸送、処理	廃棄物処理業者、荷主(廃棄物の排出者)
その他	従業員や消費者の家庭での日常生活における排出(*2)	消費者の家庭でのエネルギー使用、非エネルギー財の使用等による排出	—

*1 ただし、現行制度は国内の一定量以上排出する事業者が設置する事業所のみ

*2 自社商品の使用時以外の家庭での排出はサプライチェーン排出量の枠外であるが、そこへの働きかけを通じた取組を定量的に把握・評価するため、オプションカテゴリとして対象とすることを想定

GHGプロトコル Scope3スタンダード(第2次ドラフト)のカテゴリとの対応関係

○ GHGプロトコルScope3スタンダード(第2次ドラフト)のカテゴリとの対応関係を示す。

【各算定対象カテゴリの活動内容】

Scope3スタンダード(第2次ドラフト)におけるカテゴリ		本検討会で検討するサプライチェーンの算定範囲
上流	1 購入した商品・サービス	1 原材料の製造等
	2 資本財	4 施設及び設備の建設・製造(リースを含む)
	3 Scope1,2に含まれない燃料及びエネルギー関連活動	3 電気・熱の製造過程での燃料調達
	4 輸送、配送(上流)	2 原材料の輸送
	5 事業から出る廃棄物	5 自社の事業活動からの廃棄物処理
	6 出張	8 営業活動・出張
	7 雇用者の通勤	9 雇用者の通勤
	8 リース資産(上流)	6 事業所としての排出
	9 投資	— (*1)
下流	10 輸送、配送(下流)	10 顧客の移動(*2) 11 製品の流通
	11 販売した製品の加工	12 製品・リース資産の使用
	12 販売した製品の使用	12 製品・リース資産の使用
	13 販売した製品の廃棄	13 製品・リース資産の廃棄
	14 リース資産(下流)	12 製品・リース資産の使用
	15 フランチャイズ	6 事業所としての排出
GHGプロトコルのScope1に相当		7 事業者連結ベースでの排出

*1 投資についてはGHGプロトコルにおける議論を見守ることとする。

*2 Scope3スタンダード(第2次ドラフト)では、小売業者の場合、販売店と消費者の間の移動を含むと解釈できる記述あり。

サプライチェーンGHG排出量の捉え方

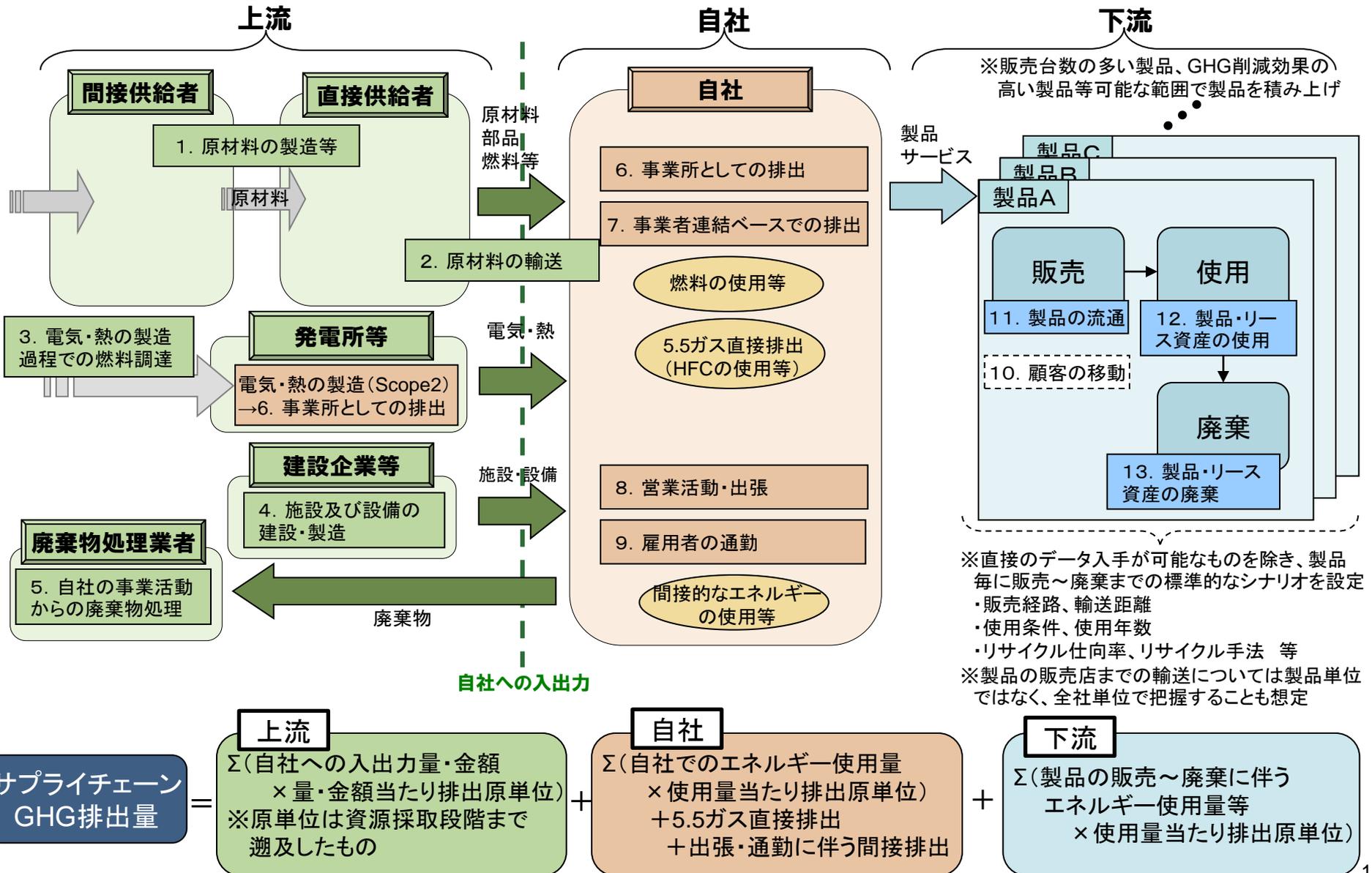
- サプライチェーンGHG排出量の算定方法は、「自社への入出力を(企業単位で)捉えて、その値に(産業連関表等に基づく)ライフサイクル排出原単位を乗じる方法(案①)」と、「製品のカーボンフットプリントを企業単位で積み上げていく方法(案②)」とに大別することができる。
- 算定の容易さ、データ収集可能性等の観点から、案①の上流・自社と案②の下流を合わせたハイブリッド型(案③)を基本的な算定の考え方とする。

	GHG排出量の捉え方			特徴
	上流	自社	下流	
案① 企業入出力データ×原単位算定型	自社への原材料・廃棄物等の入出力データ(物量データ、金額データ)に排出原単位を乗じて算定	自社における燃料使用量等のデータに排出原単位を乗じて算定	自社の(製品別の)出荷データ(量・金額)に排出原単位を乗じて算定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 排出量のカバー率確保は比較的容易(事業者における算定の負担は比較的小さい) × 排出量の削減効果等が適切に表現できないケースがある △ 排出原単位をどの単位で整備するか(特に下流段階)は要検討
案② カーボンフットプリント積み上げ型	製品毎に原材料等の調達先における排出量データを取得・積み上げ	製品毎の燃料使用量等のデータに排出原単位を乗じて算定	製品毎の流通・使用・廃棄段階の排出量データを取得・積み上げ	<ul style="list-style-type: none"> × 排出量のカバー率確保に際して、事業者の算定の負担が大きい(特に、上流段階の一次データ取得は容易でない) ○ 排出量の削減効果をある程度適切に表現可能
案③ ハイブリッド型	自社への原材料・廃棄物等の入出力データ(物量データ、金額データ)に排出原単位を乗じて算定	自社における燃料使用量等のデータに排出原単位を乗じて算定	製品毎の流通・使用・廃棄段階の排出量データを取得・積み上げ	<ul style="list-style-type: none"> △ 下流段階のカバー率確保に際して、事業者における算定の負担が大きい × 上流・自社と下流で算定対象とする事業領域が整合しないケースがある ○ 下流側での削減効果が大きい製品の場合、排出量の削減効果をある程度適切に表現可能

⇒次ページ以降は案③(ハイブリッド型)の考え方をベースとした算定方法案を示す。

サプライチェーンGHG排出量の算定イメージ(最終製品製造事業者の例)

○ 案③(ハイブリッド型)によるサプライチェーンGHG排出量の算定イメージは以下のとおり。



カテゴリ毎の具体的な算定方法の構成(案)

○ カテゴリ毎に以下に示すような具体的な算定方法を整理する。

No.	項目	概要	
1	本カテゴリに含まれる算定対象範囲	本カテゴリに含まれる算定対象範囲を定義する。	
2	算定方法①	(目的: サプライチェーン全体のGHG排出量を把握する)	
	2.1	データ収集項目	算定方法①におけるデータ収集項目を定義する。
	2.2	データ収集方法	算定方法①におけるデータ収集方法を定義する。
	2.3	算定方法	算定方法①における算定式を定義する。
3	算定方法②	(目的: サプライチェーンにおける個々の取組に着目したGHG排出量を精度高く把握する)	
	3.1	データ収集項目	算定方法②におけるデータ収集項目を定義する。
	3.2	データ収集方法	算定方法②におけるデータ収集方法を定義する。
	3.3	算定方法	算定方法②における算定式を定義する。
4	削減対策の事例	本カテゴリにおける削減対策の事例を紹介するとともに、その評価方法を整理する。	
5	その他留意事項	本カテゴリにおけるGHG排出量算定等に関して留意すべき事項を整理する。	

素材系／流通系事業者における算定対象カテゴリの優先順位付け

<素材系/流通系>

- 事業者にとってのサプライチェーンは何らかの形で影響力を及ぼすことが可能な範囲であり、サプライチェーン全体の温室効果ガス排出量を把握することは、今後の排出削減のポテンシャルを見る材料となる。また、どこでどの程度の排出規模かを把握することができれば、どこが削減すべき重要箇所かを把握することができる。
- 一方で、実際に削減の機会がある範囲は現実的には限られており、削減可能な範囲を把握することがより効果的である。このため、算定にかかる負荷も考慮し、優先的に算定する範囲を検討する必要がある。
- 以上より、サプライチェーン全体を把握する算定方法を用意しつつ、素材系/流通系における算定可能性、削減対策の実現可能性を考慮し、特に重要な算定対象カテゴリを設定し、重点化して提示することとしたい。

→ **13.14頁参照**

<流通系>

- 優先度を設けた上での算定結果は、サプライチェーン排出量の全体像を必ずしも捉えてはいないため、算定対象カテゴリごとに算定の前提条件をつけた上で評価すべきものであり、総排出量として合算して比較すべきものとはならない点に留意が必要である。
- あわせて、流通業界の業態による違いを考慮し、業態別の適用方法を整理した。

→ **15頁参照**

素材系における算定対象カテゴリ(案)

網掛けは算定・報告・公表制度で自社の算定対象範囲

区分	算定対象カテゴリ案	活動	算定・報告・公表制度での算定者	優先度
上流	1 原材料の製造等	製品の原材料・部品が製造されるまでの活動	原材料、サービスの調達先 外注先の活動は外注先	A
	2 原材料の輸送	製品の原材料・部品が自社に届くまでの物流や貯蔵	輸送事業者 荷主(原材料メーカー)	B
	3 電気・熱の製造過程での燃料調達	他社から調達している、製品の製造時の電気や冷熱等に必要な燃料の調達	輸送事業者(採掘等は国外が多いためバウンダリー外の可能性大)	B
	4 施設及び設備の建設・製造	工場や事業所内の設備の建設	設備等の製造等を行う事業者	B
	5 自社の事業活動からの廃棄物処理(自社処理を除く)	製品の製造時に発生した廃棄物の輸送、処理	廃棄物処理業者、荷主	A
自社	6 事業所としての排出(自社の貨物車も含む)	他社から調達している製品の製造等に必要な電気や冷熱、自社が使用している燃料、自社の貨物車	現行制度の対象(*1) (事業者・フランチャイズチェーン単位で算定)	A
	7 事業者連結ベースでの排出	グループ内の企業・工場・店舗の排出の総和	(算定範囲の拡大)	A
	8 営業活動・出張	雇用者の営業活動(営業車等)、従業員の出張	営業活動用の自家用車は算定対象外 公共交通機関の場合は輸送事業者	C
	9 雇用者の通勤	従業員が工場・事業所に通勤・退社する際の移動	自家用車は算定対象外 公共交通機関の場合は輸送事業者	C
下流	10 顧客の移動	製品を製造している事業者における顧客の移動	無し	C
	11 製品の流通(リース資産等を含む)	製品の輸送、貯蔵、小売	輸送事業者 荷主(製品メーカー)	A
	12 製品・リース資産の使用	使用者(消費者・事業者)による製品の加工・使用・維持管理	(使用者:消費者)	A
	13 製品・リース資産の廃棄	使用者(消費者・事業者)による製品の廃棄時の輸送、処理	廃棄物処理業者、荷主(廃棄物の排出者)	C
その他	従業員や消費者の家庭での日常生活における排出(*2)	消費者の家庭でのエネルギー使用、非エネルギー財の使用等による排出	—	オプション

(*1) ただし、現行制度は国内の一定量以上排出する事業者が設置する事業所のみ

(*2) 自社商品の使用時以外の家庭での排出はサプライチェーン排出量の枠外であるが、そこへの働きかけを通じた取組を定量的に把握・評価するため、オプションカテゴリとして対象とすることを想定

算定の優先度

A: 自らの責任において把握可能であり削減対策により削減すべきカテゴリ

B: 把握が困難な場合もあるが算定方法を十分に検討し将来的に把握や削減を努力すべきカテゴリ

もしくは算定が可能だが削減の優先度が低いカテゴリ

C: 現時点では、把握が困難かつ削減も困難なため、特に算定を推奨しないカテゴリ (把握が可能な事業者が把握することは妨げない)

流通系における算定対象カテゴリ(案)

網掛けは算定・報告・公表制度で自社の算定対象範囲

区分	算定対象カテゴリ案	活動	算定・報告・公表制度での算定者	優先度
上流	1 商品・資材等の製造等	商品・資材等が製造されるまでの活動	原材料、サービスの調達先 外注先の活動は外注先	PB(tier1):A PB(tier1以外):B PB以外:C
	2 商品・資材等の輸送	商品・資材等が店舗に届くまでの物流や貯蔵	輸送事業者 荷主(原材料メーカー)	A
	3 電気・熱の製造過程での燃料調達	他社から調達している、商品の販売時の電気や冷熱等に必要な燃料の調達	輸送事業者(採掘等は国外が多いためバウンダリー外の可能性大)	B
	4 施設及び設備の建設・製造	店舗や店舗内の設備の建設	設備等の製造等を行う事業者	B
	5 自社の事業活動からの廃棄物処理(自社処理を除く)	店舗で発生した廃棄物の輸送、処理	廃棄物処理業者、荷主	A
自社	6 事業所としての排出(自社の貨物車も含む)	他社から調達している、商品の保管や販売に必要な電気や冷熱 自社が使用している燃料、自社の貨物車	現行制度の対象(*1) (事業者・フランチャイズチェーン単位で算定)	S
	7 事業者連結ベースでの排出	グループ内の企業・店舗の排出の総和	(算定範囲の拡大)	A
	8 営業活動・出張	雇用者の営業活動(営業車等)、従業員の出張	営業活動用の自家用車は算定対象外 公共交通機関の場合は輸送事業者	営業車:A 出張:C
	9 雇用者の通勤	従業員が店舗に通勤・退社する際の移動	自家用車は算定対象外 公共交通機関の場合は輸送事業者	C
下流	10 顧客の移動	消費者の店舗への移動	無し	B
	11 商品の流通(リース資産等を含む)	商品の輸送(宅配)	輸送事業者、荷主(製品メーカー)	A
	12 商品・リース資産の使用	消費者による商品の使用、管理	(使用者:消費者)	C
	13 商品・リース資産の廃棄	消費者による商品の廃棄時の輸送、処理	廃棄物処理業者、荷主(廃棄物の排出者)	回収分:A 回収分以外:C
その他	従業員や消費者の家庭での日常生活における排出(*2)	消費者の家庭でのエネルギー使用、非エネルギー財の使用等による排出	電気事業者、メーカー等	オプション

(*1) ただし、現行制度は国内の一定量以上排出する事業者が設置する事業所のみ

(*2) 自社商品の使用時以外の家庭での排出はサプライチェーン排出量の枠外であるが、そこへの働きかけを通じた取組を定量的に把握・評価するため、オプションカテゴリとして対象とすることを想定

算定の優先度

S:流通事業者が最優先で算定すべきカテゴリ

A:流通事業者が自らの責任において把握可能であり削減対策により積極的に削減でき可能性が大きいいため優先して算定すべきカテゴリ

B:把握が困難な場合もあるが算定方法を十分に検討し将来的に把握や削減を努力できる可能性が大きいため算定が望ましいカテゴリ
もしくは算定が可能だが削減できる可能性が小さいが低いカテゴリ

C:現時点では、把握が困難かつ削減も困難なため、特に算定を推奨しないカテゴリ (把握が可能な事業者が把握することは妨げない)

流通系における業態別の適用方法(案)

網掛けは算定・報告・公表制度で自社の算定対象範囲

区分	算定対象カテゴリ案	活動	業態		
			売上の当事者1	販売の場の提供2	
上流	1	商品・資材等の製造等	商品・資材等が製造されるまでの活動	○(テナントの場合、共有部分は含まず)	×(自社使用の資材等は対象)
	2	商品・資材等の輸送	商品・資材等が店舗に届くまでの物流や貯蔵	○(テナントの場合、共有部分は含まず)	×(自社使用の資材等は対象)
	3	電気・熱の製造過程での燃料調達	他社から調達している、商品の販売時の電気や冷熱等に必要燃料の調達	○(テナントの場合、共有部分は含まず)	○(テナントを含む店舗全体)
	4	施設及び設備の建設・製造	店舗や店舗内の設備の建設	○(テナントの場合、専有部分の設備のみ)	○(建物全体の施設と共通部分の設備のみ)
	5	自社の事業活動からの廃棄物処理(自社処理を除く)	店舗で発生した廃棄物の輸送、処理	○(テナントの場合、テナントが排出したもののみ)	○(自社分のみ)
自社	6	事業所としての排出(自社の貨物車も含む)	他社から調達している、商品の保管や販売に必要な電気や冷熱 自社が使用している燃料、自社の貨物車	○(テナントの場合、専用使用部分)	○(テナントを含む建物全体)
	7	事業者連結ベースでの排出	グループ内の企業・店舗の排出の総和	○(テナントの場合、専用使用部分)	○(テナントを含む建物全体)
	8	営業活動・出張	雇用者の営業活動(営業車等)、従業員の出張	○	○(テナントは除く)
	9	雇用者の通勤	従業員が店舗に通勤・退社する際の移動	○	○(テナントは除く)
下流	10	顧客の移動	消費者の店舗への移動	○(テナントの場合、任意)	○
	11	商品の流通(リース資産等を含む)	商品の輸送(宅配)	○	×
	12	商品・リース資産の使用	消費者による商品の使用、管理	○	×
	13	商品・リース資産の廃棄	消費者による商品の廃棄時の輸送、処理	○	×(消費者からの回収を行っている場合は対象)
その他	従業員や消費者の家庭での日常生活における排出※	消費者の家庭でのエネルギー使用、非エネルギー財の使用等による排出	オプション	オプション	

※自社商品の使用時以外の家庭での排出はサプライチェーン排出量の枠外であるが、そこへの働きかけを通じた取組を定量的に把握・評価するため、オプションカテゴリとして対象とすることを想定

算定の基本的な考え方にかかる論点(1/5)

【論点1】 時間的範囲(排出量の計上年)について

■ 施設の建設段階や販売された製品の使用段階を算定する場合、排出量の計上方法をどうするか。

→原則、排出につながる行為(例:施設の建設、製品の販売)が生じた年に関連する排出を全て算定することとしてはどうか。

カテゴリ	計上の考え方	備考
4 施設及び設備 の建設・製造	①建設・製造を行った年に全て計上	建設・製造を行った年の排出量が大きくなる。
	②建設・製造年以降、減価償却的に複数年にわたり計上	減価償却期間にわたり計上する必要がある。
12 製品・リース資産 の使用	①製品の製造又は販売等を行った年に、耐用年数にわたる将来の排出量を全て計上	長寿命製品ほど排出量が大きくなる。
	②製品の製造又は販売等を行った年以降、耐用年数経過までの複数年にわたり計上	耐用年数経過期間まで計上する必要がある。
上記以外のカテゴリ	当該活動を行った年に計上	

[算定例]

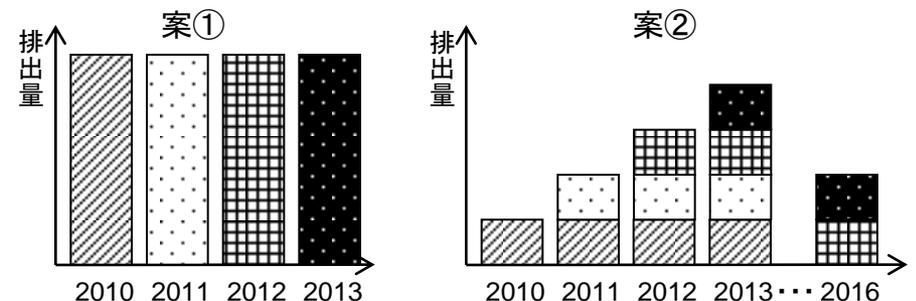
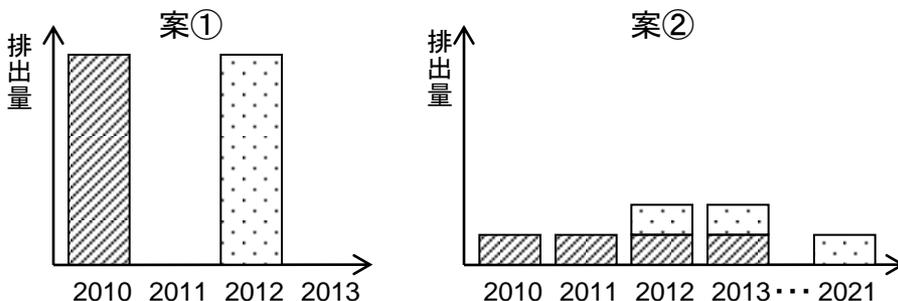
●カテゴリ4(施設及び設備の建設・製造)

2010年度及び2012年度に、それぞれ耐用年数10年の設備を設置(当該設備の製造に係る排出量が各100千tCO₂)した場合

[算定例]

●カテゴリ12(製品・リース資産の使用)

2010年度以降の毎年度、それぞれ耐用年数5年の製品(使用に係る排出量が100千tCO₂)を製造・販売した場合



算定の基本的な考え方にかかる論点(2/5)

(参考)カテゴリごとに算定対象とする排出の時期

区分	算定対象カテゴリ案	当該活動により実際に排出される年度			当該年度に算定対象とする排出量
		前年度以前	当該年度	次年度以降	
上流	1 原材料の製造等	○	—	—	当該年度に調達した原材料・サービスに関する製造等に係る排出量
	2 原材料の輸送	—	○	—	当該年度における活動に係る排出量
	3 電気・熱の製造過程での燃料調達	—	○	—	当該年度に自社が使用した電気・熱の製造過程での燃料調達等に係る排出量
	4 施設及び設備の建設・製造	—	○	—	当該年度に建設・設置された施設・設備の建設・製造に係る排出量(*1)
	5 自社の事業活動からの廃棄物処理(自社処理を除く)	—	○	—	当該年度に自社から委託した廃棄物処理に係る排出量
自社	6 事業所としての排出(自社の貨物車も含む)	—	○	—	当該年度における活動に係る排出量
	7 事業者連結ベースでの排出	—	○	—	
	8 営業活動・出張	—	○	—	
	9 雇用者の通勤	—	○	—	
下流	10 顧客の移動	—	○	—	当該年度に製造・販売した製品・サービス等の流通に係る排出量
	11 製品の流通(リース資産等を含む)	—	○	—	
	12 製品・リース資産の使用	—	○	—	
	13 製品・リース資産の廃棄	—	○	—	
その他	従業員や消費者の家庭での日常生活における排出	—	○	—	当該年度における活動に係る排出量を算定

*1: 施設・設備の建設・設置年度に一括して計上する案と、減価償却的に建設・設置年度以降の複数年にわたり計上する案がある。

*2: 製造・販売した年度に一括して計上する案と、製造・販売年度以降の複数年にわたり計上する案がある。

算定の基本的な考え方にかかる論点(3/5)

【論点2】 排出量算定結果の表し方

- サプライチェーン排出量の算定結果の表し方について、カテゴリごとの表示にとどめることでよいか。
カテゴリごとに排出量の算定対象となる期間は異なるが、並べて表示することでよいか。あるいは、排出量の合計量も表示するか。
 - カテゴリごとに排出量の算定対象となる期間が異なること、算定の精度が異なることから、カテゴリごとの排出量を示すのみでよいのではないか。
 - カテゴリごとの排出量の合計量を表示した場合、排出量の合計量のみにより事業者間の排出量の大小を比較される可能性がある。
- 次頁に算定結果の取りまとめフォーマット(案)を示す

算定の基本的な考え方にかかると論点(4/5)

<算定結果の取りまとめフォーマット(案)>

区分	算定対象カテゴリ案	算定方法①		算定方法②		
		具体的な算定方法	算定結果	算定対象の取組み内容	具体的な算定方法	算定結果
上流	1 原材料の製造等	●●の活動量 × ●●の原単位...	●●t-CO2	▲▲の原材料調達 の工夫について...	▲▲の活動量 × ▲▲...	▲▲t-CO2
	2 原材料の輸送					
	3 電気・熱の製造過程での燃料調達					
	4 施設及び設備の建設・製造					
	5 自社の事業活動からの廃棄物処理 (自社処理を除く)					
自社	6 事業所としての排出 (自社の貨物車も含む)	(廃棄物の原燃料 利用)		(廃棄物の原燃料 利用)		
		(廃棄物の原燃料 利用)		(廃棄物の原燃料 利用)		
	7 事業者連結ベースでの排出					
	8 営業活動・出張					
下流	9 雇用者の通勤					
	10 顧客の移動					
	11 製品の流通(リース資産等を含む)					
	12 製品・リース資産の使用					
	13 製品・リース資産の廃棄					
		合計	◆◆t-CO2			

その他※	従業員や消費者の家庭での日常生活における排出					
------	------------------------	--	--	--	--	--

※自社商品の使用時以外の家庭での排出はサプライチェーン排出量の枠外であるが、そこへの働きかけを通じた取組を定量的に把握・評価するため、オプションカテゴリとして対象とすることを想定

算定の基本的な考え方にかかる論点(5/5)

【論点3】 算定ガイドラインのイメージ

- 本検討会での成果は、業種によらず用いることができる「サプライチェーン排出量の算定ガイドライン(案)」(仮称)とすることでよい。なお、カテゴリごとの算定方法において、業種により異なる方法や留意事項がある場合は該当事項を追記することとして対応することでよい。

「サプライチェーン排出量の算定ガイドライン(仮称)」構成案

1. ガイドラインの適用範囲

- － サプライチェーン排出量を算定するためのガイドライン。
排出削減量については今後の検討課題とする。

2. 算定の基本的考え方

- － 本資料の内容をベースに算定全般にかかる事項を記載

3. カテゴリ別算定方法

- － 資料4の内容をベースにカテゴリごとの算定方法を記載
- － 分野に特有な事項があれば当該事項を記載

4. 算定結果の表示方法

分野ごとにガイドラインを作成するのではなく、全分野で用いるガイドラインとする。